

「問い」 そのものを変えてみる

株葵経営コンサルタント 中島 和人

平成29年2月の有効求人倍率は季節調整値で1.72倍と高い数値を示しており、その中でも「介護サービスの職業」は、5.62倍と非常に高く、介護サービス業界の人材確保は厳しい状況となっています。

このような状況下、興味深い採用活動を行っている東京都の社会福祉法人合掌苑をご紹介します※。同法人は早くから新卒を中心とした採用を順調におこなってきましたが、採用環境の激しさが増すにつれ説明会への参加者は年々減ってきました。そこで対策として打ち出したのが「10大採用」と「25大雇用」という方針です。前者は「マザーズ」「シニア」「生活保護・ワーキングプア」など、積極的に雇用する人材で、後者はこれに加えて「ニート」「引きこもり」などの経歴でもそれを理由に不採用にしないという人材です。さらにこういった人材の生活を考慮した対応として、例えば子育て女性には保育園入園に対応した採用と入職の時期の調整であったり、シングルマザー向けの共同生活が出来るシェアハウスの整備、障害者や生活保護受給者の雇用を促進させるため、役所や支援団体との関係の強化、といった施策を実行しています。

合掌苑がここまで様々な施策を講じているのは、応募者の減少の他にも多数の内定辞退者の発生や離職率の増加といった問題も別途あり、だれでもよいというわけではなく「法人の理念に共感できる人や利用者に熱心にサー

ビスを提供できる人」を採用したいという思いを強く持つようになったからです。採用プロセスも、それを見極めるため面接を3次までおこなったり、5回から10回もの施設見学を応募者に望んでいます。

この事例のような「10大採用」や「25大雇用」といった採用方針の設定や、採用者の状況に合わせた各種施策の実施は、多くの組織にとってリスクやコストを考えた場合、アイデアとしては興味深いが実施するのはなかなか困難というのが正直な感想だと思います。

しかし合掌苑では「法人の理念に共感できる人や利用者に熱心にサービスを提供できる人」を採用したいという目的が明確化されたことにより、そのリスクを取る発想が生まれ、コストを引き受ける覚悟が出来たのではないのでしょうか。

つまり新たな目標を設定することによって視点が変わり、発想の転換が起こったと考えられないのでしょうか。

今後も介護業界の人材不足は終焉しそうにありません。ハウツーを追い求める発想ばかりではなかなか結果を出すことは困難です。よって視点を変えるために目的を設定し直してみる、「問い」そのものを変えてみるといった問題解決のアプローチは現在の環境下では有効なのかもしれません。

※参考：日経ヘルスケア2016.12月号 「介護スタッフ確保 大競争時代」より

人工知能（AI）と自動運転（2）

株式会社コスモシステム 佐藤 修

今号では、前回ご紹介した人工知能に関するキーワードについて掘り下げていきます。

まず、技術面のキーワード「深層学習（ディープラーニング）」のコンピュータが自ら学習する、とはどういうことでしょうか。

自動運転開発者が例示しているのは「自動運転のコンピュータ・シミュレーション」です。このシミュレーションでは、クルマに道路上を走るようなプログラムは組んでおらず、代わりに道路両脇の壁、白線、他車との距離などが分かる仮想的なセンサーが付いています。シミュレーションが始まると、クルマは仮想コース上で細かく振動するだけで動きませんが、しばらくすると壁にぶつかりながらも進行方向に走り出し、そのうち壁にぶつかることもなくなり、カーブも器用に曲がり周回を重ねるようになります。次に交差点や歩行者の存在する「市街地」に環境を変えると、走行の難易度が高くなるため、最初は障害物にぶつかりながら走りますが、そのうち他車をよけるようになります。これはコンピュータが環境変化にも対応して運転の仕方を「自動的に学習」したことを意味します。

学習の鍵になるのは「ポイント」です。（目的地に早く着くため）速度を上げるとプラスポイント、壁や他車にぶつかりるとマイナスポイントとしています。マイナスポイントを大きくすると、クルマは車間距離をとって追突のリスクを減らそうとしたりします。実

験を重ね、学習を繰り返すほど運転の精度は上がっていきます。これがAIの深層学習（ディープラーニング）の成果です。

では、倫理面のキーワード「モラルジレンマ」とは何でしょうか。

自動運転車の判断は、人間の生死を左右します。そのアルゴリズムは人間の安全を最大限守るように作られますが、歩行者、自転車そして対向車が行きかう現実の公道では、AIだろうと人間だろうと「どう判断しても何らかの被害が出る場合」が考えられます。そのような場合、自動運転の人工知能は、何を基準に、誰の命を優先してどう判断すべきでしょうか。

例えばブレーキが故障し、そのままでは壁に衝突する、しかしハンドルを切ると歩行者をひいてしまう、という場面で、同乗者の安全を優先するか歩行者の安全を優先するか。そのような人間に質問しても即答が得られないような状況での判断を、何を根拠に人工知能が判断し、また、その結果についてはだれが責任を負うのでしょうか。

とてもIT技術の範疇とは言えない話になってしまいましたが、クルマに限らず、近い将来人工知能が活躍する場面は増えてくることは間違いありません。

アイザック・アシモフというSF作家の作ったロボット工学3原則というものがあります。ロボット（人工知能）は人間を守る存在であって欲しいものですね。

遺産分割と預貯金債権

弁護士 長谷川 留美子

昨年末、最高裁判所が判例変更をして、共同相続された預貯金債権は、遺産分割の対象となる、としました。

皆さんが遺産分割協議をするときは、預貯金債権も分割の対象としていることが普通でしょうから、今さら判例変更？と疑問に思われるかもしれません。しかし、これまでは、現金は遺産分割の対象になりますが、遺産である預貯金債権は、相続人が複数いるときは、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各相続人が分割取得し、相続人全員が遺産分割の対象とすることに合意しない限り、遺産分割の対象とはならない、というのが判例でした。

ところが、今回の判決の事案では、相続人の一人に対して多額の生前贈与（約5500万円）が行われていたため、残された遺産の預貯金が相続分に応じて分割されてしまい遺産分割の対象にならないとすると、贈与を受けなかった相続人が遺産分割で取得する遺産は約258万円の不動産だけ、となるどころでした。

最高裁判所が預貯金債権を遺産分割の対象とした理由は、次のようなものです。

- 1 遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい。

- 2 遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在する。
- 3 預貯金債権は現金に近いものと受け止められている。
- 4 普通預金債権と通常貯金債権は、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動しうる。
- 5 定期貯金債権は、事務の定型化、簡素化を図るため、契約上分割払戻しが制限されている。

これまでも、銀行実務では、預金が分割されているとして相続人の一人が自分の相続分の払戻を請求しても、訴訟でもしない限り支払いには応じてもらえないことが多かったと思いますが、今後は、遺言書が無い限り、必ず相続人全員の合意が必要になるでしょう。

なお、預貯金債権以外の債権、例えば貸金債権や売掛金債権などは、これまでどおり、各相続人が分割して取得することになると思われます。債権者の相続人間で遺産分割協議ができないときに、債務者側としては、債権者の相続人がばらばらに請求してくるのは厄介ですが、戸籍謄本などで相続人の相続分が証明された場合には、応じざるをえないでしょう。

(随想)

トランプ大統領を評する

センター会長 杉浦 正康

アメリカ大統領に就任したトランプ氏については、識者の殆どが選挙中及び当選後の言動を通じて大きな懸念を抱いていたのですが、やはり懸念は現実になってきました。

シリアのアサド政権が反政府側に対して化学兵器を使用し子供を含む多数の人々を殺傷したということを理由として、米軍は59発の巡航ミサイル「トマホーク」をアサド政権側の空軍基地の武器庫、防空施設、レーダーなどに向けて発射し化学兵器を使用する能力を減らしたと言っています。かつてブッシュ政権がイラクで証拠なしで攻撃を開始してしまったという失敗の経験があるにもかかわらず、同じ様に「確たる証拠」を提示せず国連の決議を経ることもしないで単独で攻撃してしまいました。続いてアフガニスタンでも原爆に次ぐような殺傷能力があるという新型爆弾を使用してISを攻撃したことを発表しました。おそらく北朝鮮の核開発やミサイル技術の向上を阻止するための威嚇だろうと言われていますが、いずれにしても世界を戦争に巻き込む恐れのある危険な攻撃です。

これはつい先日まで「アメリカファースト」と言って保護主義を前面に出し国内の充実を図ることに専念するかのようなゼスチャーをしていた人とは思われないような豹変ぶりです。あっという間に方向転換していきなり中東に手を出したり、北朝鮮の核開発を阻止する問題に乗り出して軍事攻撃をする可能性を示唆したり、荒っぽさが目につきます。

トランプ大統領としては、国内政策でほとんどの公約が阻止されて実現に至らず、世論調査による支持率も歴代の大統領に比較して最低であることからの焦りで、国民の目を外部にそらせるという昔から誰しもがやってきた手法に頼って支持率を上げようとしたのではないかと大方の識者は見ています。

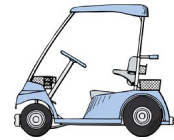
ところでトランプ大統領に対する「懸念」はどこから来るかということですが、小生は次のように考えています。

第一はとにかくオバマ前大統領がやってきた政策の「全否定」でやろうとしているとしか思えないことです。すべての政策の原点がどうやらそこから来ているように思われます。「全否定」ということは通常あり得ないと思うのですが、彼は敢えてそれをやろうと執念を燃やしているように見えます。

第二には――これが根本かも知れませんが、彼の「自己顕示欲」の異常な強さです。これが彼の考え方や行動の原動力になっているのではないかと考えられます。自己顕示欲を満足させるためには何でもやるという異常な情熱と能力の持ち主であるからこそ周囲の人たちがハラハラすることを平気でやるのです。

第三は人格的に問題があり品性が良くないと思えることです。スキャンダルの持ち主であることは選挙中に大分報道されました。

しかし卓越した選挙戦術で当選してしまいました。アメリカはエライ人を大統領に選んでしまったものです。



康友会ゴルフ同好会

第263回 例会成績

平成29年4月11日(火)

ナガシマカントリークラブ

他参加者 日置 亨、三輪 厚雄、吉見 益男
古田 益三、二村 晃司
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	小川 博史
準優勝	荒井 栄児
3 位	橋本 浩宗

<次回開催>

平成29年7月5日(水)
小原カントリークラブ

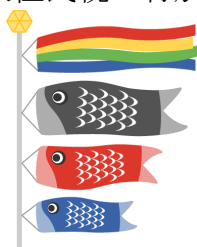
取り切り戦	
優勝	足立 文夫
準優勝	荒井 栄児



5月、6月の税務・労務

5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 - ◇平成28年分所得税延納分の納付
 - ◇平成29年3月決算法人の確定申告、9月決算法人の中間申告
 - 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇平成29年3月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
 - ◇自動車税の納付
 - ◇鉾区税の納付



6月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
- 15日◇税務署長から平成29年分所得税の予定納税額の通知
- 30日◇平成29年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇平成29年4月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届の提出(期限=支払後5日以内)





ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成29年 5月 15日 (月)
 平成29年 6月 14日 (水)
 平成29年 7月 21日 (金)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成29年 5月 15日 (月)

職員ふるさと紹介 ~横尾泰幸 編~
 福岡県



学問の神様で有名な太宰府天満宮。その参道にあるスターバックス。隈研吾氏設計による店舗は新たな観光スポットとして注目を集める。

☆表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香
 社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 石川雅恵 中島和人 加藤紀男
 都築玲香 関井千里 田中裕佳梨 松谷麻美

新年度になり、弊社には3人の新入社員が入りました。

4月から環境が変わった方も多いかと思います。1ヶ月経ち少し疲れが出てくる頃ですね。

今年のゴールデンウィークは土日と繋がるので、長期休暇が取りやすいそうです！レジャーと休息、両方楽しんでしっかりリフレッシュしたいですね！
 田中 裕佳梨